HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

兵ト協ニュース

2009.11 No.280

三木伽耶院（三木市）

社団法人 兵庫県トラック協会
責任者　太田啓三
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27　電話（078）882-5556　FAX（078）882-5565
ホームページ：http://www.hyotokyo.or.jp/　　メールアドレス：hta@hyotokyo.or.jp

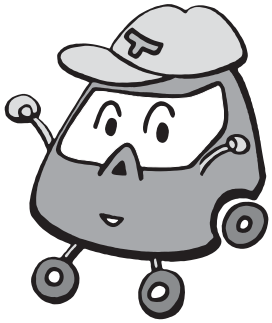

もくじ

○ 行政からのお知らせ
（国土交通）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について …… 1
（厚生労働）11月は「労働保険適用促進月間」です。「１人でも雇ったら、入ろう。労働保険。」…… 4
（全ト協）下請取引適正化推進月間について …… 5

○ 事務局からのお知らせ
兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について …… 8
新型インフルエンザ対策研修会を実施しました …… 11
2009年度トラックの日イベントが開催されました …… 12
第14回 全国トラック運送事業者大会に参加 …… 13
ドライブレコーダ導入助成対象機種が追加されました …… 14

○ 支部だより
西神戸支部 青年部会に日本赤十字社 兵庫県支部より献血功労団体表彰状が授与されました …… 14

○ 陸災防のページ
第24回全国フォークリフト運転競技大会で兵庫代表が優勝 …… 15
第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会　安全衛生標語　入選作品 … 16
フォークリフト運転技能講習会のお知らせ …… 17
はい作業主任者技能講習会のお知らせ …… 20

○ 会員だより …… 25

○ 協 会 日 誌 …… 28

行政からのお知らせ

国土交通

国自安第55号の２
国自旅第73号の２
国自整第48号の２
平成21年９月28日

社団法人　全日本トラック協会会長　殿

国　土　交　通　省
自動車交通局安全政策課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東運輸局・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

参　考

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正及び平成13年国土交通省告示第1366号（指導監督の指針）の一部改正並びに安全規則の解釈及び運用通達の一部改正概要（要旨）について

○安全規則関係

1．事業者が運転者に対する指導監督を実施したときは、その内容を記録し、当該記録を営業所において３年間保存すること（規則第10条第１項）
2．上記記録及び保存業務が運行管理者の業務に追加（規則第20条第１項第14号）

○国土交通省告示（指導監督指針）関係

1．事業者は、新規採用運転者に対し運転記録証明書や無事故・無違反証明書を確認し過去の事故歴を把握すること（指導監督指針第２章５（１））
2．確認の結果、事故惹起運転者に該当し、かつ特別な指導及び適性診断を受けていない場合には、特別な指導及び適性診断を実施すること（指導監督指針第２章５（２））

○安全規則の解釈及び運用通達関係

1．新規採用運転者が事故惹起運転者に該当した場合及び事故惹起運転者に該当し、かつ65歳以上である場合には、国土交通大臣が認定する適性診断（特定診断Ⅰ又はⅡのいずれか）を受けることによって、それぞれ初任診断又は適齢診断を受診したものとみなすことができる（通達第10条６、８）
2．指導監督指針第２章５に規定する新規採用運転者の事故歴は少なくとも過去３年間分とし、初めてトラックに乗務するまでに把握するとともに、把握する事故は事業用自動車によるものに限らないものとする（通達第10条９、10）

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年７月30日運輸省令第22号）

（傍線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（乗務等の記録） 第８条　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を１年間保存しなければならない。 １～６（略） ７　道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第２項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第２条に規定する事故（第９条の２及び第９条の４第１項において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因 ８（略） ２　（略）	（乗務等の記録） 第８条　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を１年間保存しなければならない。 １～６（略） ７　道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第１項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第２条に規定する事故（第９条の２及び第９条の４第１項において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因 ８（略） ２　（略）
（従業員に対する指導及び監督） 第10条　貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において３年間保存しなければならない。 ２～７（略）	（従業員に対する指導及び監督） 第10条　貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。 ２～７（略）

（運行管理者の業務） 第20条　運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 1～13（略） 14　第10条（第7項を除く。）の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第1項による記録及び保存を行うこと。 14の2　第10条第2項の規定により、運転者に適性診断を受けさせること。 15～17 2、3（略）	（運行管理者の業務） 第20条　運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 1～13（略） 14　第10条（第7項を除く。）の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に対して適性診断を受診させること。 15～17 2、3（略）

○貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号）

（傍線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第1章　一般的な指導及び監督の指針 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下「トラック」という。）の運転者に対する指導及び監督を実施し、指導及び監督を実施した日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において保存するものとする。	第1章　一般的な指導及び監督の指針 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下「トラック」という。）の運転者に対する指導及び監督を実施するものとする。
1～2（略） 3　指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項 ⑴　運転者に対する指導及び監督の意義についての理解 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者に習得させることについて、重要な役割を果たす責務を有していることを理解する必要がある。 ⑵　計画的な指導及び監督の実施 貨物自動車運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施することが必要である。 ⑶～⑺　（略）	1～2（略） 3　指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項 ⑴　運転者に対する指導及び監督の意義についての理解 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者に習得させることについて、重要な役割を果たす責務を有していることを理解する必要がある。このため、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成するよう努めることが必要である。 ⑵　日常的な指導及び監督の実施並びに計画的な指導及び監督の実施 道路の状況その他のトラックの運行に関する状況等に応じて日々の運行のたびごとに指導及び監督を実施すべき事項については、点呼等において実施し、また、計画的及び体系的に指導及び監督を実施すべき事項については、基本的な計画を作成したうえで実施することが必要である。 ⑶～⑺　（略）
第2章　特定の運転者に対する特別な指導の指針 1　一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第10条第2項の規定に基づき、第1章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げるトラックの運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第9条の4第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者台帳に添付するものとする。さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。	第2章　特定の運転者に対する特別な指導の指針 1　一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第10条第2項の規定に基づき、第1章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げるトラックの運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、同令第9条の3第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者台帳に添付するものとする。
2　指導の内容及び時間 ⑴　（略） ⑵　安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。以下「初任運転者」という。）	2　指導の内容及び時間 ⑴　（略） ⑵　安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。以下「初任運転者」という。）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時　間
①　（略） ②　トラックの構造上の特性と日常点検の方法 トラックの基本的な構造及び装置の概要並びにトラックの車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。	①から④までについて合計６時間以上実施すること。 ⑤については、可能な限り実施することが望ましい。
③　（略）	
④　（略）	
⑤　（略）	

⑶　（略）

３、４　（略）

５　新たに雇い入れた者の事故歴の把握

⑴　一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第３条第１項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

⑵　⑴の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、２⑴の特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を行うこと。

⑶　⑴の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、４⑴の適性診断を受診していない場合には、適性診断を受けさせること。

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時　間
①　（略） ②　トラックの構造上の特性と日常点検の方法 トラックの基本的な構造及び装置の概要及び車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。	①から④までについて合計６時間以上実施すること。 ⑤については、可能な限り実施することが望ましい。
③　（略）	
④　（略）	
⑤　（略）	

⑶　（略）

３、４　（略）

厚生労働

11月は「労働保険適用促進月間」です。
「１人でも雇ったら、入ろう。労働保険。」

社員、従業員、アルバイトなど、労働者を１人でも雇い入れた事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きをして、労働保険料を申告・納付することが義務付けられています。

労働保険の加入手続きをまだされていない事業主は、従業員が安心して働けるように、今すぐ労働基準監督署に連絡してください。

労働保険の加入手続き等についてのお問い合わせは、下記ホームページを参考に、各労働基準監督署または各公共職業安定所までお願いします。

＊兵庫労働局（http://www.hyougo-roudoukyoku.go.jp/index.htm）
労働保険適用室

全 ト 協

全ト協発第370号(企)
平 成 21 年 10 月 7 日

都道府県トラック協会
会　　長　殿

(社)全日本トラック協会
会　長　　中西　英一郎

下請取引適正化推進月間について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の業務運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、平成21年10月１日付公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官より、11月を下請取引適正化推進月間とし、親事業者の下請取引担当者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の周知徹底することを目的とした下請取引適正化推進講習会の実施について別添のとおり要請がありました。
つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者及び広報誌等にて周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平 成 21 年 10 月
公正取引委員会
中 小 企 業 庁

1　下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容
下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2　下請取引適正化推進講習会受講者の募集方法
⑴　一般公募
ア　公募方法
都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。
イ　受講希望者の申込方法
受講希望者は、官製はがき又は本要領添付の申込用紙に主催（公正取引委員会又は中小企業庁）、開催日、開催都道府県、出席者氏名、出席者役職名、事業所所在地、事業所名（ふりがな）、電話番号及び電子メールアドレスを記入し、別紙記載の申込先に郵送又はファクシミリで開催日の１週間前までに申し込むものとする。ただし、中小企業庁主催の

東北、関東、近畿及び九州の各地方経済産業局管内の講習会については、局ホームページから申し込むものとする。

⑵　案内状による募集

ア　募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ　受講希望者の申込方法

受講希望者は、官製はがき又は本要領添付の申込用紙に必要事項を記入の上、別紙記載の申込先に郵送又はファクシミリで申し込むものとする。

3　その他

⑴　１事業所当たりの申込人数は、会場の収容数にかんがみ、原則として２名以内とする。

⑵　講習会の対象は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とする。

⑶　講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

⑷　講習会は無料とする。

⑸　本年度の講習会開催地、開催日、申込先及び申込用紙は別紙のとおりである。

⑹　講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。

⑺　申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用しない。

（別添）

平成21年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

（公正取引委員会主催）

開催地	開催日時	開　催　場　所	募集定員		申　込　先
滋賀県	11月５日（木） 13：30～16：30	大津市京町４－１－１ 滋賀県庁　新館大会議室	100名		〒540-0008 大阪市中央区大手前４－１－76 大阪合同庁舎第４号館 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06(6941)2176　FAX 06(6943)7214
京都府	11月12日（木） 13：30～16：30	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館　大ホール	200名		
大阪府	11月17日（火） 13：30～16：30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19－12 ホテルアウィーナ大阪　金剛の間	300名		
	11月20日（金） 13：30～16：30	大阪市中央区本町橋２－８ 大阪商工会議所　１号会議室	200名		
奈良県	11月６日（金） 13：30～16：30	奈良市大路町38－１ 奈良県中小企業会館　大会議室	150名		

（中小企業庁主催）

兵庫県	11月10日（火） 13：30～16：30	神戸市中央区港島中町６－１ 神戸商工会館　神商ホール	250名		〒540-8535 大阪市中央区大手前１-５-44 大阪合同庁舎第１号館 近畿経済産業局産業部 中小企業課下請取引適正化推進室 TEL 06(6966)6037　FAX 06(6966)6083 ※当局開催分の講習会参加ご希望の方は、当局ホームページからお申し込みください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
福井県	11月13日（金） 13：30～16：30	福井市手寄１－４－１ 福井市地域交流プラザ　研修室601BC	100名		
和歌山県	11月19日（木） 13：30～16：30	和歌山市小松原通１－１ 和歌山県民文化会館　特設会議室	100名		
大阪府	11月24日（火） 13：30～16：30	大阪市淀川区西宮原１－３－35 大阪ガーデンパレス　芙蓉	600名		

（注１）　申込可能人数は、会場の収容数にかんがみ、１事業所当たり原則として２名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は１事業所当たりの人数制限はありません。

（注２）　申込み状況については、公正取引委員会のホームページを御覧になるか、管轄内の申込み先にお尋ねください。

下請取引適正化推進講習会申込用紙

主　催 （〇で囲んでください。）	公正取引委員会主催　・　中小企業庁主催
開催日	月　　日　開催分
開催都道府県	
出席者氏名	
出席者役職名	
事業所所在地	
ふりがな	
事業所名	
電話番号	
電子メールアドレス	

事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。
なお、提出方法につきましては、表彰の種類を明記のうえ、**所属支部**にご提出ください。

記

1．該当者　平素から業界発展のため尽くされた方。
長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。

2．提出書類　①　功績調書（様式１）
②　履歴書　（様式２）
③　その他参考となる資料
※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。

3．提出期限　平成22年１月22日（金）

4．表彰の種類及び推薦資格

⑴「感　謝　状」

①　トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、**15年以上**若しくは事業歴**30年以上（免許取得から30年以上）**を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な**満50歳以上**の方。

②　本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として**15年以上**その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な**満50歳以上**の方。

※年数及び年齢の計算起点は、**平成22年５月１日**とします。

（注）　各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。

⑵「表　彰　状」

イ．危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。

ロ．有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。

○中間管理者　①　イまたはロに該当する現在中間管理職の方。
②　中間管理者として自社で**25年以上**勤務し、成績優秀な**満50歳以上**の方。

○その他の従業員　①　イまたはロに該当する現在従業員の方。
②　従業員として自社で**25年以上**勤務し、成績優秀な**満50歳以上**の方。

○運　転　者　①　イまたはロに該当する現在運転者の方。
②　運転者として自社で**25年以上**勤務し、成績優秀な方。

（注）　各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。

○本会または本会支部の職員
本会または本会支部の職員として、**15年以上**その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。

※年数及び年齢の計算起点は、**平成22年３月１日**とします。

兵ト協会長表彰
（様式　１）

功　績　調　書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【１感謝状、２中間管理者、３その他の従業員、４運転者、５職員】

支　部　名　　㊞

１．事業所の住所 名　　称 代表者氏名	
２．被表彰候補者の 役職・氏名（ふりがな） 生年月日	
３．推せん順位	
４．推せん理由	
５．賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰
（様式　2）

履　　歴　　書

本　　籍	
現　住　所	
ふりがな 氏　　名	
生　年　月　日	
学　　歴 （最　終　学　歴）	
資　　格 （各 種 免 許 事 項）	
職　　歴	
そ　の　他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

（作成者氏名）　　（連絡先）

※所属支部へご提出下さい。

新型インフルエンザ対策研修会を実施しました。

10月６日（火）当協会研修センター大会議室で日本経済団体連合会21世紀政策研究所シニア・アソシエイトの岡田晴恵氏を招いて「新型インフルエンザ対策研修会」を実施し、会員約120名が参加されました。

講演に先立ち福永会長から挨拶があり、新型インフルエンザ対策を講じることは企業防衛と社会的責務である。新型インフルエンザにより我々の事業が推進できなければ物流機能の低下により社会的に大きな影響を及ぼすことになるとして、その予防及び対策の徹底を訴えた。

講演では「本来は予防接種をすることが一番有効であり勧めたいところであるが、供給量が不足しており現在希望者全員が接種できない状況にあるので、予防対策の実施をして年明けのワクチン輸入がされるまで持ちこたえてほしい。」と話されました。

なお予防対策については、兵ト協ニュース９月号に同封しました「新型インフルエンザ完全予防ハンドブック」及び全ト協から配布されております「緊急対策マニュアル」もしくは「緊急対策マニュアル副読本」をご参照くださり、予防対策の徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

2009年度トラックの日イベントが開催されました

10月12日（月）体育の日、神戸ハーバーランドでトラックの日イベントとしてトラッ君スタンプラリー、ブースなどを展開し業界のＰＲを実施しました。

雲一つない秋晴れの中、ラジオ放送、新聞広告等で募集した一般市民の方々約600名が6.7キロのコースをウォーキングし楽しい１日を過ごしました。また、本年度は、支部、青年部によるチャリティーブースをはじめ、白バイとの記念撮影、県警音楽隊による演奏、大阪ガスによるＣＮＧトラック展示なども行いました。

ゴール後のアトラクションではトラック輸送の重要性をＰＲし、当業界に対する理解を深めていただきました。

ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。ご苦労様でした。

ＰＲブースの「チャリティーコーナー」で集まりました右記金額を全て交通遺児の募金に寄付いたしましたのでご報告いたします。

金　25,206 円

第14回 全国トラック運送事業者大会に参加

「第14回　全国トラック運送事業者大会」が10月15日、松山市の「アイテムえひめ」で約1,500名(当協会からは福永会長をはじめ34名)が参加し業界の取り組みや課題について活発な意見交換がされました。　全体会議及び各分科会が行われ、分科会では第１分科会「事業基盤の強化と取引適正化について」第２分科会「安全・事故防止と省エネ・環境対策について」２つのテーマで活発な論議がなされました。

新政権の方向性がはっきりと見えてこない状況で、高速道路の無料化問題、行き過ぎた規制緩和の見直しなどの課題は次回に持ち越すことにもなりました。

また、記念講演会では経済評論家 内橋克人氏から「生き抜く事業の条件～漂流する日本経済を見据えて～他」というテーマで講演がされました。

最後の全体会議は、各分科会から結果報告があり、福島県トラック協会青年協議会長が大会決議文を読み上げ、拍手を持って了承されました。

ドライブレコーダ導入助成対象機種が追加されました

東信電気株式会社　クピレDR－2G、DR－2GM

☆連絡先：商品開発部

神奈川県川崎市麻生区栗木２－６－４　　TEL 044－980－3100

シナノケンシ株式会社　ER－X1／JCM

☆連絡先：システム機器事業部　新事業推進室

長野県上田市中央６－15－26　　TEL 0262－28－8528

支部だより

この度、西神戸支部 青年部会に日本赤十字社 兵庫県支部より 献血功労団体表彰状が授与されました。

この感謝状は、10年以上に亘る献血運動への功労に対し授与されたものです。

感謝状

兵庫県トラック協会
西神戸支部青年部会 様

多年にわたり赤十字事業の進展に尽され多大の貢献をされましたそのご協力に心から感謝の意を表します

平成十一年十月二十一日

日本赤十字社兵庫県支部
支部長 井戸 敏三

陸災防のページ

問い合せ先
陸運労災防止協会 兵庫県支部
（兵庫県トラック協会内）
電話 078-882-5556

第24回全国フォークリフト運転競技大会で兵庫代表が優勝

平成21年９月27日（日）埼玉県トラック総合教育センターにおいて「第24回全国フォークリフト運転競技大会」が開催され、兵庫県支部より推薦しておりました日本通運（株）姫路支店姫路西流通事業所 所属の**森　健一**選手が、優勝し厚生労働大臣より賞状を受け取りました。

今大会では、全国より地方大会を勝ち抜いてこられた各都道府県代表の選手（計63名）がフォークリフト荷役作業の知識（学科）と技能（点検）（運転）をそれぞれ競技しました。

また当日は、約500人を超える選手・応援者等の参加を得て盛会裏に終了することができましたので、ご報告します。

支　部	氏　　名	会　　社
兵庫県	**森　　健　一**	**日本通運㈱姫路支店姫路西流通事業所**
福島県	佐　伯　貴　信	日通郡山運輸㈱
神奈川県	浅　川　隼　治	南関東日立物流サービス㈱海老名営業所
福島県	齋　藤　　誠	日本通運㈱郡山支店
茨城県	疋　田　浩　一	東日本日立物流サービス㈱

第24回大会入賞者の皆さん（森　健一 選手　左から３番目）

第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会
安全衛生標語　入選作品

応募総数：3,821

【荷役部門】

［入　賞］慣れた作業に見えない危険　リスクアセスメントで　災害予防
兵庫県　大光陸運(株)姫路営業所　　森川　貴士

［佳　作］リスクの芽　摘みとるために考えよう　全員参加のアセスメント
鳥取県　日本通運(株)鳥取支店　　竹内　秀夫

［佳　作］危険予知　慣れたあなたももう一度
静岡県　株式会社山清倉庫　　志摩　秀樹

【交通部門】

［入　賞］ハットした経験生かし危険予知　プロなら当然　安全運転
岩手県　日本梱包運輸倉庫(株)花巻営業所　　寺林　由花子

［佳　作］ヒヤリ・ハットは事故の予兆　活かして防ごう交通労災
鳥取県　日本通運(株)鳥取支店　　宮崎　徹

［佳　作］危険予知！　いつでも頭に　シミュレーション
静岡県　株式会社笠子流通　　中西　寿代

【健康・快適職場部門】

［入　賞］健診の　結果を活かした　生活改善　身近な努力で　大きな成果
岡山県　日本通運(株)岡山支店　　濃野　惠美

［佳　作］あなたの笑顔が職場を変える　明るい職場の第一歩
福島県　采女運輸株式会社　　佐藤　俊一

［佳　作］明るい笑顔と元気なあいさつ　みんなが主役の快適職場
北海道　北旺運輸株式会社　　三浦　将弘

講習会のお知らせ

◎　フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※　最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

１．講習日時・会場

学科	講　習　日	平成22年３月４日(木)　９時～　　８時45分受付
	会　　場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。 （公共交通機関を利用して下さい）
実技	講　習　日	平成22年３月６日(土)　８時～　　７時45分受付 ３月13日(土)　８時～ ３月14日(日)　８時～
	会　　場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島８－11－３　※駐車場：有

２．受講料

	受講料	テキスト代	合　計	受講資格
兵ト協会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

３．申込要領

（１）　陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（Ａ４サイズにコピーして使用して下さい）

②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）

※　合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。**
２枚のうち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　**本籍地を証明できる書類**

※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ **受講料**

（申込先）

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間
平成22年２月１日（月）～平成22年２月24日（水）必着
ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

４．修　了　証

法定の講習時間を受講し、**学科実技共、修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。

４日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

５．持　参　品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学　　科　　会　　場
㈳兵庫県トラック協会
神戸市灘区大石東町２丁目４番27号
ＴＥＬ（０７８）８８２－５５５６

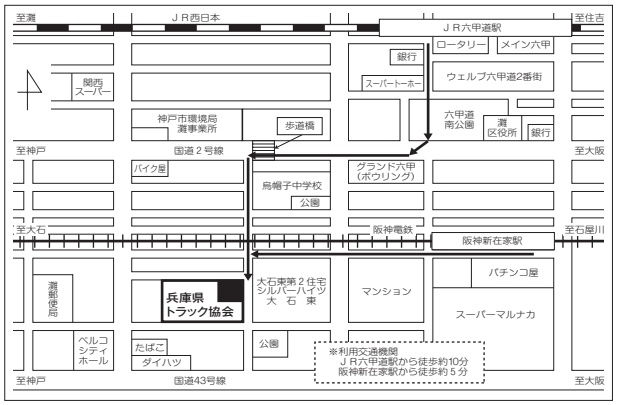

実　　技　　会　　場
神戸港湾教育訓練協会
神戸市中央区港島８－11－３

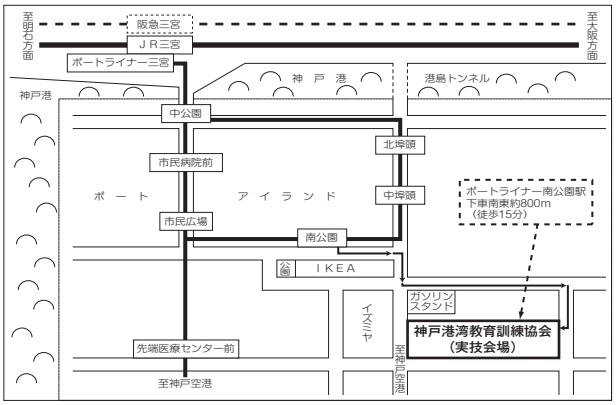

様式 4

受付番号＿＿＿＿＿＿

フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を貼付して下さい。 縦3.5ｃｍ 横2.5ｃｍ

ふりがな		性別		※
氏　　名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和　　年　　月　　日生	交付年月日		※
現住所 （修了証に載ります）	〒 電　話（携帯電話）		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電　話　　ＦＡＸ		
	名　称			
所持する自動車運転免許証	1．大型特殊（カタピラ限定なし） 2．大　　型 3．中　　型 4．普　　通 5．大型特殊（カタピラ限定付） （注）所持する免許に○を付けて下さい	免許証番号 取得年月日　　年　　月　　日 発行者　　公安委員会		

ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。	平成　　年　　月　　日 受講者氏名　　㊞
書替・再交付年月日	※　　年　　月　　日

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

◎　**はい作業主任者技能講習会**

※　「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。
高さが２メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

１．講習日時・会場　注：当日は８時45分より受け付けします。

追加開催分	講習日時	１日目	平成21年11月25日（水）　９時～17時
		２日目	平成21年11月26日（木）　９時～18時
	講習会場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。	
第２回開催分	講習日時	１日目	平成22年１月20日（水）　９時～17時
		２日目	平成22年１月21日（木）　９時～18時
	講習会場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町２丁目４－27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

２．受講料

	受講料	テキスト代	合　計
兵ト協会員	6,500円 （内消費税5%　309円）	陸災防兵庫県支部負担	6,500円 （内消費税5%　309円）
非　会　員	6,500円 （内消費税5%　309円）	1,500円 （内消費税5%　71円）	8,000円 （内消費税5%　380円）

３．受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に３年以上従事した経験を有する方。

４．申込要領

（１）　陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（Ａ４サイズにコピーして使用して下さい）

②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）

※　合格された場合の**修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。**
２枚の内うち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　**本籍地を証明できる書類**

※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ **受講料**

（申込先）

〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間
追加開催分　　平成21年10月19日（月）～平成21年11月13日（金）必着
第２回開催分　平成21年12月14日（月）～平成22年１月８日（金）必着
ただし、期間にかかわらず定員（100名）に達ししだい締め切ります。

5．修　了　証

法定の講習時間を受講し、**修了試験に合格した方には修了証**を交付いたします。
２日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

6．持　参　品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

はい作業主任者技能講習会場
㈳兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町２丁目４番27号
ＴＥＬ（０７８）８８２－５５５６

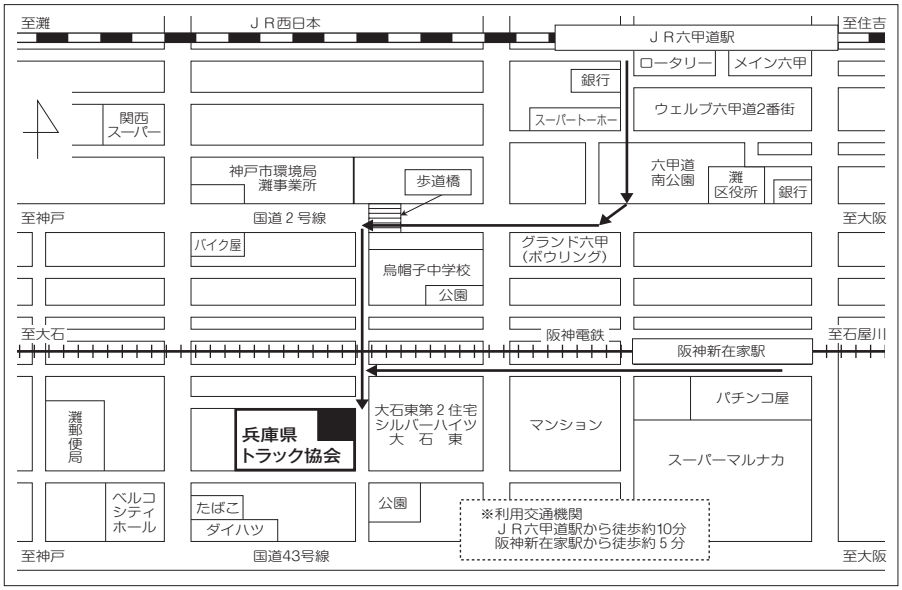

様式 5

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

写真貼付して下さい。
縦3.5ｃｍ
横2.5ｃｍ

受講申込書

はい作業主任者技能講習会

修了証台帳

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	年　月　日生	交付年月日		※
現住所（修了証に載ります）	〒 電話（携帯電話）	本籍	都道府県	
勤務先	所在地	〒 電話　ＦＡＸ		
	名称			

証　明　書

受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に　　年　　月から　　年　　月まで３年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成　　年　　月　　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

書替・再交付年月日	※　　年　　月　　日

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

平成21年度技能講習会実施計画表

平成21年10月　現在

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

登録技能講習

講習名	講習日		講習会場		講習科目	定員	受講(予約)申込受付期間	受講料
第4回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1日目	平成22年3月4日(木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令･力学･荷役に関する知識 学科試験	50名	平成22年 2月1日(月)～24日(水)必着 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認をし、予約の上、申込書を送付して下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5%　1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5%　66円) ※兵ト協会員は、テキスト代無料
	2日目	平成22年3月6日(土)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験			
	3日目	平成22年3月13日(土)						
	4日目	平成22年3月14日(日)						
追加開催 はい作業主任者 技能講習会	1日目	平成21年11月25日(水)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	はいに関する知識・機械荷役 関係法令・人力荷役 学科試験	100名	平成21年10月19日(月)～ 平成21年11月13日(金)必着 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認をし、予約の上、申込書を送付して下さい。	6,500円 (6,191円) (消費税5%309円) 別途テキスト代 1,500円 (1,429円) (消費税5%71円) ※兵ト協会員は、テキスト代無料
	2日目	平成21年11月26日(木)						
第2回 はい作業主任者 技能講習会	1日目	平成22年1月20日(水)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	はいに関する知識・機械荷役 関係法令・人力荷役 学科試験	100名	平成21年12月14日(月)～ 平成22年1月8日(金)必着 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認をし、予約の上、申込書を送付して下さい。	
	2日目	平成22年1月21日(木)						

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成21年９月末現在）　　（単位：円／リットル）

区分 / 元売名	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均	
新日本	83.02	87.67	95.71	87.00	兵ト協調べ
出光	83.54	89.50	90.38	90.00	
Ｊエナジー	95.45		87.90	91.43	
コスモ	83.55	86.04	91.22	95.00	
昭和シェル	84.25			93.70	
モービル	82.50		94.00		
エッソ	83.45		96.80	110.00	
その他	84.60	86.33	89.63	91.36	
総計	84.57	86.77	92.63	92.70	
21／8 全国平均	81.39	調査なし	86.75	87.23	全ト協調べ
21／8 近畿平均	80.67		86.58	93.35	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）　　（単位：円／リットル）

区分 / 集計月	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
平成21年１月	86.80	90.96	102.81	98.29
平成21年２月	77.65	82.01	91.24	86.33
平成21年３月	73.00	75.91	85.54	81.64
平成21年４月	71.15	73.88	83.05	81.06
平成21年５月	73.73	75.90	84.25	81.93
平成21年６月	74.72	77.00	86.09	81.87
平成21年７月	76.19	78.70	86.56	84.30
平成21年８月	80.42	81.64	87.57	88.38
平成21年９月	82.87	84.27	89.40	86.86
平成21年10月	84.57	86.77	92.63	92.70
年間平均	86.96	90.98	98.48	95.92

※前月分の価格データを集計しています。　　（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
21.10.1	東播	一般利用	トップフーズ・サービス㈱	嶋津久壽	〒675-0016 加古川市野口町長砂901番地 ☎ 079－456－3500 FAX 079－456－3501
10.13	神戸中央	一般	兵食運輸㈱	橋詰鉄也	〒651-0082 神戸市中央区小野浜町９番96号 ☎ 078－333－7025 FAX 078－333－7026
10.21	東播	一般利用	㈱フジツー	藤森努	〒669-1316 三田市上井沢657 ☎ 079－567－6615 FAX 079－567－6615

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	備考
21.10.19	丹有	一般	中島建設㈱	中島洋四郎	事業廃止
10.19	西宮	一般	㈲林運送	林昭美	事業廃止
10.21	西播	一般	日本貨物急配㈱	一ッ屋兼夫	事業廃止

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	(旧)	(新)
	P.8	代表者	㈱三隆運輸 小寺保	小寺英之
21.9.24	P.11	代表者	大興陸運㈱ 島村哲雄	島村文彦
10.2	P.34	住所	㈱西宮カーゴ 〒662-0917 西宮市与古道町６－17	〒662-0934 西宮市西宮浜３丁目12－９
10.2	P.124	住所	㈱西宮トラフィック 〒662-0917 西宮市与古道町６－17	〒662-0934 西宮市西宮浜３丁目12－９
10.5	P.3	住所	植田運送㈱ 〒664-0873 伊丹市野間１丁目７－15	〒666-0024 川西市久代４丁目２－６

21.10.7	P.9	住　　所	ジャパントラック大阪㈱ 〒660-0882 尼崎市昭和南通３丁目12－２	〒660-0064 尼崎市稲葉荘４丁目３－16
10.8	P.61	代 表 者	三 洋 運 輸 ㈱ 天 満　　晋	堀 内 敬 三
10.8	P.33	名　　称	大栄サービス㈱	㈱リヴァックス
10.13	P.203	代 表 者	㈱日高興産運輸 西 岡 敏 一	西 岡　　馨
10.13	P.84	名称・住所	㈲ミラノネット 〒650-0004 神戸市中央区中山手通１丁目９－24 ☎　078－391－6405	日 誠 運 輸 ㈱ 〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東３－11 ☎　078－858－8141
10.16	P.185	代 表 者	兵 庫 酸 素 ㈱ 松 岡　　稔	伊 賀　　広

よろこび　　ご受賞おめでとうございます。

21.10.23	優良自動車運送事業者 近畿運輸局長表彰	㈱シキトウサービス　　（代表取締役　　清 瀬 一 郎）

かなしみ

年月日	支部名	氏　　名	会　　社　　名
21.9.1	北　播	辻　村　一　美　様	㈲ハヤブサ倉庫
9.9	東　播	松　井　幸　雄　様	ミナトサービス㈱
9.21	明　石	池　脇　薩　男　様	神戸鉄鋼運輸㈱
9.23	東神戸	曽　木　秀　雄　様	㈲曽木運送店

会員名簿正誤表

この度、会員名簿作成において一部記載事項に誤りがあり、会員の皆様にご迷惑をお掛けしましたこと心よりお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

Page	支部	会社名 役員氏名	正	誤
P.44	丹有	㈱ケービー物流阪神	TEL 06(7634)5670 FAX 06(7634)5671	TEL 06(7634)5666 FAX 06(7634)5667
P.61	東神戸	三洋運輸㈱	代表者 堀内敬三	代表者 芝田脩
P.67	東神戸	間口ランドサービス㈱	FAX 06(6575)0565	FAX 06(6572)5660
P.67	東神戸	間口陸運㈱	代表者 富永吉信	代表者 富長吉信
P.82	神戸中央	トレーディア㈱	代表者 大西敏明	代表者 芝好久雄
P.157	東播	㈲ミサキ流通	TEL 0794(67)2029 FAX 078(302)3156	TEL 090(7368)3749 FAX 0794(67)2191
P.170	西播	㈱雁木運輸	代表者 厂木豁 住所 姫路市北原244－6	代表者 雁木豁 住所 姫路市北原224－6
P.204	但馬	㈲盛建	代表者 吉盛麻記	代表者 吉盛久夫

協会日誌

月日	行事名	場所
10・2	兵ト協　正・副会長会議	兵ト協
5	近ト協　幹事会	大ト協
	近畿トラック協会施策等検討会	大ト協
	ＫＴＳ正副会長会議	クラウンプラザ神戸
6	新型インフルエンザ対策研修会	兵ト協
7	適正化事業実施機関指導員永年功労者兵庫陸運部長表彰	神戸運輸監理部兵庫陸運部
	自動車関係団体連絡会議	自動車会館
8	ダンプ部会総会	兵ト協
9	神奈川県トラック協会青年部会設立20周年	ホテルニューグランド横浜市
12	トラックの日イベント　スタンプラリー等	高浜岸壁(ハーバーランド)
13	整備管理者選任後研修	兵庫県農業会館
14	トラックの日ラジオＰＲ	AM神戸
	平成21年度兵庫労働安全衛生大会	姫路文化センター
15	安全防災講習会	神戸海洋博物館1階ホール
	第14回全国トラック運送事業者大会	愛媛県松山市
	整備管理者選任後研修	姫路市勤労市民会館
16	取扱部会「正副部会長・監事会議」	神戸市中央区「神戸プレジール」
18	ふれあいトラックフェスタ(大阪府トラック協会)	吹田市・万博記念公園
19	引越部会「分科委員会」	全ト協
20	適正化啓発小委員会	兵ト協
	三木会	兵ト協
	兵庫・西神戸支部合同研修会	神戸市産業振興センター、天安閣
21	天狼会例会	兵ト協
	全ト協輸送秩序に係る特別小委員会	全ト協
	物流セミナー	ニューオータニ神戸ハーバーランド
22	神戸地区環境保全連絡協議会研修会及び意見交換会	神戸市貿易協会
	ＫＴＳ特別委員会	和歌山県トラック会館
23	優良自動車運送事業者表彰式	ホテルプリムローズ大阪
24	ドライバーコンテスト全国大会学科競技	自動車安全運転センター中央研修所(茨城県)
25	ドライバーコンテスト全国大会実科競技	自動車安全運転センター中央研修所
26	ドライバーコンテスト全国大会表彰式	京王プラザホテル
	運輸安全マネジメント研修会	西部研修センター
27	国際海コン輸送に適したトレーラに係る検討調査会他	経済産業省別館
	第47回兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館
	兵庫県交通安全対策委員会踏切対策部会	ひょうご女性交流会館
28	全国陸災防大会(～29日)	岩手県盛岡グランドホテル
29	運転者永年勤続局長表彰式	運輸局

月日	行事名	場所
30	大臣表彰	国土交通省10F
31	兵青協「役員会」	クラウンプラザ神戸
	― 11月の予定 ―	
11・2	全ト協交通対策委員会	全ト協
	食品部会「役員会」	兵ト協
4	整備管理者選任後研修	兵庫県農業会館
5	フォークリフト運転技能講習会(学科)	兵ト協
8	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾教育訓練センター
9	タンクトラック部会役員会	兵ト協
	環境問題対策委員会	全ト協
	グリーン物流セミナー	大阪合同庁舎第4号館4
10	引越部会「正副部会長・監事会議」	兵ト協
	整備管理者選任後研修	和田山ジュピターホール
11	ダンプ部会第14回情報交換会	兵ト協
12	近畿地区物流政策懇談会幹事会	大ト協
14	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾教育訓練センター
	中国ブロック青年経営者研修会	鳥取県米子市
15	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾教育訓練センター
16	第49回正しい運転・明るい輸送運動	
	運輸安全マネジメント研修会	兵ト協
	神戸市ＧＣＮ「環境保全講習会」	兵庫県民会館
	ＫＴＳ正副会長会議	滋賀県・琵琶湖ホテル
18	本部・支部指導員合同研修会(講師：兵庫陸運部)	兵ト協
19	第19回五ブロック女性経営者交流会	ホテルグランヴィア京都
	グリーン経営講習会	三宮研修センター705号室
20	コンプライアンス小委員会	兵ト協
	三木会	兵ト協
21	兵庫県議会原吉三議員議長就任祝賀会	神戸ポートピアホテル・大輪田の間
24	兵庫県危険物等防災研修会	兵庫県消防学校
	兵庫県過積載防止連絡会議	兵庫陸運部
25	全ト協　第29回物流政策委員会	全ト協
	整備管理者選任後研修	姫路市勤労市民会館
27	兵庫県大気連神戸支部合同研修会	福井県大飯発電所
	自動車公害防止月間「環境キャンペーン運動」	神戸海洋博物館周辺
	環境と物流を考えるシンポジウム	神戸海洋博物館
28	兵青協ＨＯＴ21　第２回定例会	民宿「よしおか」豊岡市